

香川県都市公園規則及び香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第51号

香川県都市公園規則及び香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保管した工作物等に係る掲示) 第6条の2 略 <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> <u>第6条の2の2 条例第9条の2第2項第1号に規定する情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</u> <u>(不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置)</u> <u>第6条の2の3 条例第9条の2第2項第1号に規定する不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。次条において同じ。)を使用する方法とする。</u> (保管工作物等一覧簿) 第6条の3 略	(保管した工作物等に係る掲示) 第6条の2 略 (保管工作物等一覧簿) 第6条の3 略

(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県屋外広告物条例施行規則(昭和40年香川県規則第78号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(保管した広告物又は掲出物件に係る公示の方法、場所等)

第11条 条例第24条第2項第1号の規定による揭示及び措置は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による広告物又は掲出物件の保管を始めた後、遅滞なく、保管広告物等公示書（第9号様式）により行うものとする。

2 条例第24条第2項第1号に規定する揭示及び措置の期間は、揭示及び措置を始めた日の翌日から起算するものとする。

3 略

4 条例第24条第2項第1号に規定する情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

5 条例第24条第2項第1号に規定する不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

6 第1項の保管広告物等公示書は、その揭示及び措置の期間の満了の日の翌日から起算して1年間、管轄事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(登録簿の閲覧)

第16条 略

2 略

3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、第11条第5項に規定する方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。

4・5 略

(保管した広告物又は掲出物件に係る公示の方法、場所等)

第11条 条例第24条第2項第1号の規定による揭示は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による広告物又は掲出物件の保管を始めた後、遅滞なく、保管広告物等公示書（第9号様式）により行うものとする。

2 条例第24条第2項第1号に規定する揭示の期間は、揭示を始めた日の翌日から起算するものとする。

3 略

4 第1項の保管広告物等公示書は、その揭示の期間の満了の日の翌日から起算して1年間、管轄事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(登録簿の閲覧)

第16条 略

2 略

3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

4・5 略

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。